

平成25年3月18日

各県立学校長 殿

保健体育課長

県立学校における労働安全衛生管理体制の充実及び鹿児島県教育委員会
職員安全衛生管理規程に基づく事務について（依頼）

労働安全衛生法等に基づく管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点からも重要なものです。

については、新年度を迎えるに当たり、「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程」や「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」（文部科学省作成のリーフレット）等について、再度、職員に周知し、貴校における労働安全衛生管理体制の更なる充実が図られるようお願いします。

なお、鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の県立学校における取扱いについては、平成17年4月1日付け鹿教保第31号によることとしておりますが、特に、下記の事務等が適切に行われるようお願いします。

記

1 産業医について

(1) 委嘱状

産業医は、学校長が学校医のうちから1人選任することになる（規程第13条5項）ので、産業医選任後速やかに委嘱状を作成し、学校長から交付すること。

※ これまでの産業医に代えて新たに選任する場合は、産業医の資格について確認すること。

（平成10年9月30日以降に学校医になっている場合は、産業医の資格が必要となる。）

(2) 報酬

日額13,570円とする。（「非常勤職員報酬額の告示で定める額」の嘱託医の報酬額による。）

区 分	年間日数	令達予定額
常時勤務する職員が50人以上の学校	4日	54,280円
常時勤務する職員が50人未満の学校	3日	40,710円

(3) 報酬の支払い

ア 支払いの手続きは、学校医と同様に執務記録簿等に基づき、従事した日数に応じて支給内訳書を作成し支給すること。

イ 同一日に学校医と産業医の職務を行った場合は、学校医の日額（20,800円）と産業医の日額（13,570円）をそれぞれ支給すること。

<平成12年3月、県総務部人事課給与係確認済>

ウ 産業医の職務のみを行った場合は、産業医の日額13,570円を支給すること。

2 衛生委員会等について

- (1) 衛生委員会等は、必ず年3回以上、産業医を含む委員によって開催すること。
衛生委員会の調査審議内容については、
- ・ 健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - ・ 健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - ・ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - ・ その他、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項となっており、全職員による研修会や職員体育、健康相談等は含まれない。

- (2) 職員数が50人未満の学校は、規程では「衛生委員会に準ずる組織」となっているが、各種委員会の中に「衛生委員会」等の名称で位置付けを行うこと。

3 衛生管理者（50人以上の学校において選任される者）

衛生管理者は、第一種衛生管理者免許又は第二種衛生管理者免許が必要である。
(ただし、保健体育及び養護教諭の免許状所有者は、衛生管理者としての有資格者である。)
衛生管理者の職務については、再度平成17年4月1日付け通知の1の(3)で確認すること。

4 報告書類の提出について

報 告 書 類	保 健 体 育 課 へ の 報 告 期 限
衛生管理者選任報告書	平成25年4月11日（木）
衛生推進者選任報告書	
作業主任者等選任報告書	
産業医選任報告書	
定期健康診断結果報告書	平成26年2月28日（金）
衛生委員会実施報告書	平成26年3月20日（木）

※ 衛生委員会実施報告書については、平成17年4月1日付け通知では、職員50人以上の学校のみ提出となっているが、衛生委員会の開催状況等を把握するため、学校規模に関わらず全校提出すること。

5 報告書記入上の留意点

- (1) 別記 第1号様式「衛生管理者選任報告書」について
- ア 「衛生管理者」欄の「資格取得年月日」は、労働基準局長の行う「第一種衛生管理者試験」又は「第二種衛生管理者試験」に合格した者の免許日を記入すること。
- イ 有資格者とされる養護教諭、保健、保健体育の免許状を有する者は、「資格取得年月日」の欄には記入せず、必ず「参考事項」欄に、免許状の種類、取得年月日を記入すること。（第1号様式の注意書きのとおり）
- (2) 別記 第5号様式「定期健康診断結果報告書」について
- ア 「在籍職員数」は、臨時的任用教職員、PTA雇用職員等を含め、常時勤務する職員数を記入すること。（外国語指導助手は非常勤職員であるので含めない。）
- イ 「受診職員数」は、人間ドッグ受診者を含めた人数を記入する。
- ウ 在籍職員数より受診職員数が少ない場合は、その理由を記入すること。

問い合わせ先
担当：健康教育係 松山
電話：099-286-5316